

介護保険負担限度額認定申請書

伊勢原市長あて
次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ 被保険者氏名		個人番号	
		被保険者番号	
生年月日			
住 所	〒 連絡先		
入所（院）した介護保険施設の所在地及び名称（※）	〒 連絡先		
入所（院）年月日（※）	（※）介護保険施設に入所（院）していない場合及びショートステイを利用している場合は、記入不要です。		

配偶者の有無		有 ・ 無	左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。	
配偶者に関する事項	フリガナ			
	氏 名			
	生年月日		個人番号	
	住 所	〒 連絡先		
	本年1月1日現在の住所（現住所と異なる場合）	〒		
	課税状況	住民税 課税 ・ 非課税		

収入等に関する申告	☐	生活保護受給者／①住民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者			
	☐	②住民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額82,650万円以下です。（受給している年金に〇して下さい。） ※ 寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。			
	☐	③住民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額82,650万円を超え、120万円以下です。（受給している年金に〇して下さい。） ※ 寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。			
	☐	④住民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額120万円を超えます。（受給している年金に〇して下さい。） ※ 寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。			
預貯金等に関する申告	☐	預貯金、有価証券等の金額の合計が①の方は1000万円（夫婦は2000万円）、②の方は650万円（同1650万円）、③の方は550万円（同1550万円）、④の方は500万円（同1500万円）以下です。 ※第2号被保険者（40歳以上64歳以下）の場合、②～④の方は1000万円（夫婦は2000万円）以下です。 ※預貯金、有価証券にかかる通帳等の写しは別添のとおり			
	預貯金額	円	有価証券 （評価概算額）	円	その他 （現金・負債を含む）

申請者氏名 （被保険者）	連絡先（自宅・勤務先）
申請者住所 〒	

- 注意事項
- （１） この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
 - （２） 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。
 - （３） 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。